

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【四半期会計期間】	第147期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	日本曹達株式会社
【英訳名】	Nippon Soda Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 彰
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03(3245)6054(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 清田 周作
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03(3245)6054(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 清田 周作
【縦覧に供する場所】	日本曹達株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第1四半期 連結累計期間	第147期 第1四半期 連結累計期間	第146期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高 (百万円)	32,289	33,576	148,062
経常利益 (百万円)	2,831	6,063	14,924
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,123	5,183	10,945
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,657	5,203	21,472
純資産額 (百万円)	108,406	130,784	127,181
総資産額 (百万円)	199,023	223,939	221,285
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	13.97	34.10	72.00
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.5	55.6	54.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社と当社の連結子会社である三和倉庫株式会社は、平成27年5月12日に開催された両社の取締役会において、当社が三和倉庫を完全子会社化するための株式交換を行うことを決議しました。なお、同日付で株式交換契約を締結し、平成27年8月1日に株式交換を行っております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国での景気鈍化や欧州の債務問題への懸念はあったものの、国内における個人消費の持ち直しや企業の設備投資の増加、雇用情勢の改善を背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

化学業界におきましては、国内や米国での景気回復により需要は堅調に推移いたしました。中国での景気動向への懸念等もあり、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、製品の拡販等の積極的な営業活動を推進してまいりました。この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は335億7千6百万円（前年同期比4.0%増）となりました。営業利益は、19億2千6百万円（前年同期比16.7%増）となりました。

経常利益は、米国の飼料添加物製造会社の業績が好調に推移したこと等により持分法投資利益が増加し、60億6千3百万円（前年同期比114.2%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は51億8千3百万円（前年同期比144.1%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

〔化学品事業〕

IT産業向け材料等が減少したものの、医薬品原料や医薬用添加剤HPC等が堅調に推移したことにより、当累計期間の〔化学品事業〕の売上高は107億8千8百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

〔農業化学品事業〕

殺虫剤「モスピラン」の輸出向け等が堅調に推移したものの、除草剤「ホーネスト」の輸出向け等の減少により、当累計期間の〔農業化学品事業〕の売上高は80億4百万円（前年同期比12.4%減）となりました。

〔商社事業〕

各種無機薬品等が減少したものの、各種有機薬品等が堅調に推移したことにより、当累計期間の〔商社事業〕の売上高は83億1千4百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

〔運輸倉庫事業〕

運送業及び倉庫業が堅調に推移したことにより、当累計期間の〔運輸倉庫事業〕の売上高は10億1百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

〔建設事業〕

プラント建設工事及び土木工事の伸長により、当累計期間の〔建設事業〕の売上高は37億4千6百万円（前年同期比69.1%増）となりました。

〔その他〕

当累計期間の〔その他〕の売上高は17億2千1百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

(2)連結財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、たな卸資産や投資有価証券が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ26億5千3百万円増加し、2,239億3千9百万円となりました。

負債につきましては、未払法人税等が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ9億4千9百万円減少し、931億5千5百万円となりました。

また、純資産は前連結会計年度末に比べ36億2百万円増加し、1,307億8千4百万円となりました。この結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は55.6%となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念とし、独自の特色ある技術を活用することにより高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で事業を展開する技術指向型の化学企業を目指しております。

この経営の方針を踏まえ、厳しい事業環境のもとでも安定的な利益を確保できる事業構造・体制を目指し、農業化学品、機能化学品等の分野において新規製品の開発を推進し企業化を図るとともに、生産効率のさらなる追求や利益管理の徹底により既存事業の競争力強化を進める一方、スリムで効率的な組織への改革や人的パワーの活性化を促進する等、経営基盤の強化を図っているほか、生産・財務・購買を中心にグループ各社と連携を深め、グループ全体として経営資源の効率化や利益の最大化に取り組んでおります。さらに、環境保全への取組み、経営情報のディスクロージャー、法令倫理面の社内体制強化等も推し進め、社会からの信頼性向上を図ってまいります。

当社は、これらの取組みとともに株主の皆様をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指して努力しております。

基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

中長期的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。特に、農業化学品や機能化学品において高付加価値製品の開発を推進するためには、中長期的観点から経営資源を継続的、重点的に投入する必要があるため、また、この開発を支える「当社独自の特色ある技術」を今後とも確保し継承するには、国内外の取引先をはじめ社員及び関係会社等と安定的かつ強固な信頼関係を維持することが不可欠であります。これらの当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

突然大規模買付行為や買付提案がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供される必要があります。株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

これらを考慮し、当社取締役会は、当社株式に対して大規模買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付等がなされた場合の対応方針を含めた、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入しております。

[当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の概要]

本対応策では、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模買付行為を対象といたします。

大規模買付行為に賛同するか否かは、最終的には株主の皆様のご自由な意思に依拠するべきものであると考えますが、その判断の前提として、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報提供と判断のための十分な考慮期間の確保が必要と考えており、そのため、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定しております。

大規模買付ルールにおきましては、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供すること及び本必要情報の提供完了後、最長60日間（対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定しております。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等の対抗措置を講じることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、対抗措置を発動すべきと判断した場合には、株主の皆様に対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60日間の期間を設定したうえで、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催し、必ず株主の皆様のご意思を確認することといたします。当社取締役会は、対抗措置を発動することの可否について、当該株主総会の決議に従うものいたします。

大規模買付行為は、取締役会評価期間と株主検討期間の経過後にのみ開始できるものといたします。

この「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、平成27年5月19日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。（当社ウェブサイト <http://www.nippon-soda.co.jp/>）

上記取組みの合理性等の確保について

本対応策は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社社員の地位維持を目的としたものではなく、且つ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでもないと考えております。

また、本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっております。

さらに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあることを理由として対抗措置を発動する場合には、必ず株主総会において対抗措置発動の可否について決議をとることとしており、株主の皆様のご意思を反映し当社取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保できております。

なお、本対応策における対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、本対抗措置を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応策の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、13億2千8百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	154,317,630	155,636,535	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	154,317,630	155,636,535	-	-

(注)平成27年8月1日を効力発生日とする当社と当社の連結子会社である三和倉庫株式会社との株式交換により、同日をもって株式数が1,318,905株増加し、発行済株式総数は155,636,535株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	-	154,317,630	-	29,166	-	23,084

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,312,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,199,000	151,199	-
単元未満株式	普通株式 806,630	-	-
発行済株式総数	154,317,630	-	-
総株主の議決権	-	151,199	-

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本曹達株式会社	東京都千代田区大手町 2 - 2 - 1	2,312,000	-	2,312,000	1.50
計	-	2,312,000	-	2,312,000	1.50

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,875	12,467
受取手形及び売掛金	44,049	41,994
たな卸資産	28,400	31,530
繰延税金資産	1,834	1,437
その他	3,105	4,193
貸倒引当金	36	7
流動資産合計	92,229	91,617
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,177	16,864
機械装置及び運搬具(純額)	17,946	17,137
工具、器具及び備品(純額)	1,590	1,550
土地	15,370	15,361
リース資産(純額)	353	312
建設仮勘定	1,143	1,643
有形固定資産合計	53,581	52,869
無形固定資産		
のれん	1,173	1,115
その他	1,322	1,221
無形固定資産合計	2,496	2,337
投資その他の資産		
投資有価証券	59,556	63,396
退職給付に係る資産	7,486	7,750
繰延税金資産	3,065	2,973
その他	2,936	3,059
貸倒引当金	66	64
投資その他の資産合計	72,977	77,115
固定資産合計	129,055	132,322
資産合計	221,285	223,939

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,355	20,737
短期借入金	31,706	35,155
未払法人税等	1,433	391
賞与引当金	3,350	2,561
その他	7,997	6,578
流動負債合計	65,842	65,424
固定負債		
長期借入金	17,292	16,434
繰延税金負債	4,835	5,412
退職給付に係る負債	2,837	2,684
その他	3,296	3,199
固定負債合計	28,261	27,731
負債合計	94,104	93,155
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,166	29,166
資本剰余金	26,095	26,095
利益剰余金	52,790	56,454
自己株式	659	660
株主資本合計	107,393	111,056
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,043	7,887
繰延ヘッジ損益	34	221
為替換算調整勘定	5,663	4,976
退職給付に係る調整累計額	689	711
その他の包括利益累計額合計	13,430	13,353
非支配株主持分	6,356	6,374
純資産合計	127,181	130,784
負債純資産合計	221,285	223,939

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	32,289	33,576
売上原価	24,056	24,843
売上総利益	8,233	8,733
販売費及び一般管理費	6,582	6,806
営業利益	1,650	1,926
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	197	247
持分法による投資利益	1,136	3,363
その他	382	965
営業外収益合計	1,717	4,577
営業外費用		
支払利息	148	130
為替差損	245	-
デリバティブ評価損	-	172
その他	142	137
営業外費用合計	536	440
経常利益	2,831	6,063
特別利益		
有形固定資産売却益	-	10
その他	4	1
特別利益合計	4	11
特別損失		
固定資産廃棄損	16	19
その他	2	-
特別損失合計	18	19
税金等調整前四半期純利益	2,816	6,056
法人税、住民税及び事業税	214	307
法人税等調整額	474	508
法人税等合計	688	815
四半期純利益	2,128	5,240
非支配株主に帰属する四半期純利益	4	56
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,123	5,183

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	2,128	5,240
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	661	873
繰延ヘッジ損益	10	81
為替換算調整勘定	38	44
退職給付に係る調整額	75	27
持分法適用会社に対する持分相当額	236	812
その他の包括利益合計	528	36
四半期包括利益	2,657	5,203
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,589	5,106
非支配株主に係る四半期包括利益	67	96

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
Novus International, Inc.	2,074百万円	1,990百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	1,470百万円	1,435百万円
のれんの償却額	58	58

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,216	8	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,520	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	化学品 事業	農業 化学品 事業	商社 事業	運輸倉庫 事業	建設 事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	10,337	9,135	8,095	983	2,215	30,767	1,522	32,289	-	32,289
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,787	12	1,301	385	435	5,923	912	6,836	6,836	-
計	14,125	9,147	9,397	1,369	2,651	36,691	2,435	39,126	6,836	32,289
セグメント利益	1,025	234	1	107	85	1,454	70	1,524	125	1,650

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、非鉄金属事業及び環境開発事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	化学品 事業	農業 化学品 事業	商社 事業	運輸倉庫 事業	建設 事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	10,788	8,004	8,314	1,001	3,746	31,855	1,721	33,576	-	33,576
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,823	9	1,089	426	148	5,498	798	6,296	6,296	-
計	14,612	8,014	9,403	1,428	3,895	37,353	2,519	39,873	6,296	33,576
セグメント利益又は 損失()	1,360	118	32	118	272	1,664	88	1,753	172	1,926

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、非鉄金属事業及び環境開発事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	13円97銭	34円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,123	5,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,123	5,183
普通株式の期中平均株式数(千株)	152,026	152,004

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式交換による完全子会社化

当社と当社の連結子会社である三和倉庫株式会社(以下「三和倉庫」という。)は、平成27年5月12日に開催された両社の取締役会において、当社が三和倉庫を完全子会社化するための株式交換(以下「本株式交換」という。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換については、平成27年6月26日に開催された三和倉庫の定時株主総会において承認を受け、平成27年8月1日を本株式交換の効力発生日といたしました。

また、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を受けずに本株式交換を行いました。

なお、三和倉庫株式は、本株式交換の効力発生日(平成27年8月1日)に先立ち、株式会社東京証券取引所において平成27年7月29日付で上場廃止(最終売買日は平成27年7月28日)いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

	名称	事業の内容
株式交換 完全親会社	日本曹達株式会社(当社)	工業薬品・精密化学品・農業化学品等の製造、販売
株式交換 完全子会社	三和倉庫株式会社	倉庫・運輸及び保険代理業

(2) 企業結合日

平成27年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、三和倉庫を完全子会社とする株式交換

(4) 本株式交換の目的

日本曹達グループを取り巻く経営環境が日々厳しさを増していくなかで、三和倉庫を当社の完全子会社とすることで相互の連携を強化し、日本曹達グループ全体で大きなシナジー効果を生むとともに、三和倉庫の将来にわたる収益力の持続的拡大のために、短・中期的には減益要因になるものの既存倉庫群の高品質化・高機能化・高付加価値化を実現することが、日本曹達グループの成長や発展に大きく寄与するとの判断に至り、本株式交換を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行いました。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 株式の種類及び交換比率並びに交付した株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	三和倉庫株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.43
株式交換により 交付した株式数	普通株式 3,631,359株	

ただし、当社が保有する三和倉庫株式 8,165,472株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付する株式については当社が保有する自己株式を充当し、残数については新たに普通株式を発行いたしました。

(2) 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社を、三和倉庫は株式会社AGSコンサルティングを、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当該第三者機関は、当社及び三和倉庫が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用して株式交換比率の算定を行いました。両社は、それぞれの第三者算定機関から受けた上記の算定結果及び助言を参考に、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至ったため、平成27年5月12日に開催された両社の取締役会で承認の上、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 7日

日本曹達株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 隆良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中條 恵美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉岡 昌樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本曹達株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本曹達株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。